

【個別計画対象者の仕訳】

No.1

令和2年1月元旦 広瀬一行

※個別計画対象者は次の通り3通りになります。

①. 自主防災会共助・近助個別計画対象者。

- ・18歳未満の子ども(国際定義)が同居の世帯。
- ・後期高齢者と、後期高齢者以外が同居の世帯。

②. 自主防災会自助個別計画対象者。

- ・後期高齢者以外が同居の世帯。

(18～74歳迄の世帯で、65歳以上のひとり暮らし及び65歳以上の寝たつきり高齢者と障がい者同居世帯除く。)

③. 民生委員児童委員個別計画対象者。

- ・65歳以上のひとり暮らし世帯。
- ・後期高齢者(75歳以上及び65歳以上の寝たつきり高齢者)が同居の世帯。
- ・障がい者、難病患者、アレルギー疾患患者等が同居の世帯。

①. については、共助・近助個別計画を推進する。

基本的には災害時、子ども及び後期高齢者が在宅でその他家族が仕事等で外出中の場合の安否確認手立てを実施する。

その一つとして、災害用伝言ダイヤル「171」を、災害発生に備えて利用方法を平常時から家族全員で熟知しておく。

【参考】

毎月1日,15日 00:00～24:00、防災週間(8月30日9:00～9月5日 17:00)。

正月三が日(1月1日00:00～1月3日24:00)、防災とボランティア週間

(1月15日9:00～1月21日17:00)、伝言保存期間登録してから48時間

(体験利用時は6時間)、携帯電話(090、080)やPHS(070)、IP電話

(050)の電話番号は登録番号としてご利用できません。